

令和8年6月8日

参加者各位

新富町長 小嶋 崇嗣
(公 印 省 略)

令和8年度防衛施設周辺民生安定施設整備事業（総合福祉センター実施設計業務委託）簡易公募型プロポーザルに関する質問回答書

このことについて、下記の通り回答いたします。

なお、各社からの質疑において、類似事項についてはまとめて1つの質疑回答としています。

記

No.	項目	質問	回答
1	同種業務実績について	令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型十一号業務施設 第1類に属する官庁施設とありますが、類型四号 業務施設 第1類と読み替えてもよろしいか。	ご指摘の通り訂正いたします。 (誤) ア同種業務 類型十一号 業務施設 第1類～ (正) ア同種業務 類型十一号 <u>福祉・厚生施設</u> 第1類～
2	公告2頁 5プロポーザルの参加条件 (4)	管理技術者の参加条件の「建築物の類型四号及び十一号に属する官庁施設で、延床面積が4,000㎡以上の実施設業務」とあるが、「延床面積4,000㎡以上の類型四号と類型十一号の複合施設」の実績という意味ではなく「同種業務：延床面積4,000㎡以上の十一号第1類」と「類似業務：延床面積4,000㎡以上の四号第2類庁舎」のそれぞれの建物の実績が、管理技術者に求められている条件であるとの認識でよろしいか。	ご認識のとおりです。

3	<p>公告2頁 5 プロポーザル参加条件 (4)</p> <p>資料作成要領2頁 3 作成及び記載上の留意事項 (6) ア同種業務</p>	<p>管理技術者の参加条件及び同種業務に置いて「官庁施設」とあるが、「建築物の類型十一号業務施設第1類」：福祉・厚生施設は「社会福祉法人」が発注者になる場合が多く、「官公庁」が発注者になるのはごく稀です。</p> <p>他の同様プロポーザルにおいても、「国又は地方自治体、社会福祉法人等の福祉施設」のような記載が見られる。</p> <p>本プロポーザルにおいても「社会福祉法人」等が発注者となる場合も実績として認められるとの認識でよろしいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
4	<p>資料作成要領1頁 3 作成及び記載上の留意事項 (3) ア同種業務 イ類似業務 様式2-5</p>	<p>「様式2-5 設計事務所の実績」について、実績を4件記載することができますが、同種実績と類似実績をそれぞれ1件以上記載する必要がありますかと思えます。</p> <p>記載する4件の実績のうち、同種実績○件、類似実績○件を記載する等の件数割合の決まりがあればご教示ください。</p>	<p>要領記載順のとおりア同種業務を優先して記載下さい。</p> <p>同種業務4件となることも想定されます。</p> <p>また、その場合選定要領別表2 類似業務の設計業務実績の詳細評価は、同種業務の設計業務実績の詳細評価に準じた評価になります。</p> <p>なお、同種業務の4,000㎡未満の実績については、類似業務としての評価といたします。</p>
5	<p>資料作成要領1頁 3 作成及び記載上の留意事項 (3) ア同種業務 イ類似業務</p>	<p>既存建物を残したまま、新たに建物を建てる場合は、申請上「増築」扱いになってしまうため、他の同様プロポーザルにおいては、「新築、改築、増築（改修は不可）」との実績を求められることが多い。</p> <p>同種業務と類似業務において「増築」も実績として認められるとの認識でよろしいか。</p>	<p>増築面積がア同種業務4,000㎡以上またはイ類似業務2,000㎡以上に限り実績と認められます。</p>

6	<p>資料作成要領 3 頁 6 参加表明書等の提出 (1) ウ</p> <p>資料作成要領 2 頁 3 作成及び記載上の留意事項 (3) エ</p>	<p>「提出書類の標記において、法人名等、応募者が特定されるような名称、ロゴマーク等の使用や表現はしないこと。なお、すでに名称が記載されている書類については、黒マジック等で名称部分を塗りつぶすこと。」とありますが、特に実績証明資料である契約書等の法人名を消してしまうと、該当する設計事務所の実績であるかどうかの判断ができなくなる恐れがあるため、実績証明資料等においては、設計事務所の名称等を消さずに提出するとの認識でよろしいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
7	<p>様式 2 - 3</p>	<p>本様式には、どの施設が受賞したのかを記載する欄がありません。 「業務内容」を「施設名」と読み替え、そこに受賞した施設名称を記入することでよろしいか。</p>	<p>「業務内容」に施設名称を記入ください。</p>
8	<p>様式 2 - 10 様式 2 - 11</p>	<p>管理技術者及び主任技術者（意匠担当）の実績証明において、設計事務所の業務実績と同様に、契約書や PUBDIS 等の資料を提出するとの認識でよろしいか。 その場合、携わった立場が確認できる資料として、PUBDIS 等の資料がない場合、自社印を捺印した技術者従事証明書を提出することで、実績証明するとの認識でよろしいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
9	<p>様式 2 - 6 様式 2 - 7 様式 2 - 8 様式 2 - 9</p>	<p>様式 2 - 6 と様式 2 - 7 の 2 頁にわたって同種業務 1 件、様式 2 - 8 と様式 2 - 9 の 2 頁にわたって類似業務 1 件を記載との認識でよろしいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>

10	<p>資料作成要領 4 頁 2 各提案書に求める事項 (3) 3 各提案書の作成上の注意 (3)</p>	<p>提案書③内の体制において、「管理技術者と主任技術者（意匠）の所属事務所を明記すること」を求められている一方で「各提案書には設計者名（設計事務名）を記載しないこと」とも書かれているが、提案書③内の体制のみ、設計事務所名を記載して良いとの認識でよろしいか。</p>	<p>ご指摘の通り訂正いたします。</p> <p>誤) ※体制については、配置予定の管理技術者及び主任技術者（意匠担当）の氏名及び所属事務所等を<u>明記すること</u>。</p> <p>正) ※体制については、配置予定の管理技術者及び主任技術者（意匠担当）の氏名及び所属事務所等を<u>記載しないこと</u>。</p>
11	<p>資料作成要領 3 頁 4 その他の添付書類 (8) 法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書（最近 3 カ年分）</p>	<p>法人税納税証明書と消費税納税証明書については、税務署発行の「納税証明書（その 1 納税額等証明用）」の提出で要件を満たすとの認識でよろしいか。</p> <p>またその場合、印刷した「電子発行の納税証明書」を原本として提出してよろしいか。</p>	<p>証明書に関してはご認識のとおりです。</p> <p>提出に関しては税務署で発行される書面原本をご提出ください。</p>
12	<p>公告 2 頁 5 プロポーザル参加条件 (5) ① 様式 2 - 13</p>	<p>本プロポーザルに、単独又は設計共同体の代表者として参加する場合、単独又は設計共同体の代表者の中から、「構造」「設備」「積算」各担当者を配置し、協力事務所等の配置が必要ない場合においては、「様式 2 - 13 協力事務所の名称等」の提出は不要とし、「構造」「設備」「積算」各担当者の、他の様式への記載も不要との認識でよろしいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
13	<p>様式 2 - 17</p>	<p>本社から支店等への委任について 契約に関する委任状について、指名願いで既に本社から支店等に委任済みの場合は、本様式の提出は不要との認識でよろしいか。</p> <p>設計共同体の構成員から代表者への委任について</p>	<p>様式 2 - 17 はいずれの場合においてもご提出ください。</p>

		設計共同体による参加の場合においても、任意の協定書に構成員から代表者への委任記載がある場合は、本様式の提出は不要との認識でよろしいか。	
14	新富町まちづくり 基本構想実施計画 73 頁 土木設計業務委託特記仕様書 2 頁	建設予定地南側駐車場（約 0.85ha）の駐車台数は、約 300 台程度との記載がありますが、建設予定地北側に配置予定の駐車台数は、何台程度を想定されているでしょうか。	総合福祉センター敷地（約 1.0ha）内の駐車台数（基本構想実施計画イメージより）についての想定はしていません。
15	資料作成要領 3 作成及び記載上の留意事項 (2) 様式 2-4	最新の 3 件について写真の添付、自由説明と記載しているが、様式 2-4 の 1 枚に収めると考えてよろしいか。	ご認識のとおりです。
16	資料作成要領 3 作成及び記載上の留意事項 (2) 様式 2-6~9	共同提案の場合、設計事務所が行った実績（その 1）は代表企業、設計事務所が行った実績（その 2）は構成員と考えてよろしいか。	代表企業として選ばれた 1 件をご記入ください。
17	資料作成要領 3 作成及び記載上の留意事項 (2) 様式 2-6~9	類似業務がない場合、様式 8, 9 は不要と考えてよろしいか。	ご認識のとおりです。
18	資料作成要領 3 作成及び記載上の留意事項 (3) 様式 2-5 (ア)	同種業務実績は、類型十一号「業務施設」と記載されているが、類型十一号は「福祉厚生施設」（保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等）でよろしいか。	質疑 No.1 のとおりです。
19	資料作成要領 3 作成及び記載上の留意事項 (3)	同種業務実績は類型十一号かつ 4,000 m ² 以上の官庁施設と記載されています。これらの用途施設は官庁発注案件が限定的であるため民間発注に	質疑 No.3 のとおりです。

	様式 2-5 (ア)	よる業務実施について同種業務として評価体表に含まれると考えてよろしいか。	
20	資料作成要領 4 その他の添付書類 (12)	共同提案の場合、様式 2-14 設計共同体結成届出書の提出のみでよろしいか。 協定書が必要な場合、様式のご提示をお願いします。	届出書に合わせ協定書の提出が必要です。 協定書の様式は別紙とおりです。
21	資料作成要領 4 その他の添付書類 (13)	「その他参加資格を審査するために必要な書類」とは様式 2-15~20とと考えてよろしいか。	補足説明が必要と思われる場合の資料とお考え下さい。
22	様式 2-14 設計共同体結成届出書	代表者職氏名：代表取締役社長から委任された事務所代表者とと考えてよろしいか。	ご認識のとおりです。
23	様式 2-16 資本関係・人的関係調書	代表者職氏名：代表取締役社長から委任された事務所代表者とと考えてよろしいか。	ご認識のとおりです。
24	様式 2-17 契約に関する委任状	上段の委任者：代表取締役社長 下段の委任者（受任者）：上段から委任された事務所代表者とと考えてよろしいか。	ご認識のとおりです。 また、様式については別紙にて訂正いたします。
25	様式 2-18 契約に用いる使用印鑑届	使用印：見積合わせ時の委任者印 実印：代表取締役社長から委任された事務所代表社印 代表者：代表取締役社長から委任された事務所代表者とと考えてよろしいか。	ご認識のとおりです。
26	様式 2-19 宣誓書	代表者職氏名：代表取締役社長から委任された事務所代表者とと考えてよろしいか。	ご認識のとおりです。